

学校給食地場農畜産物利用拡大事業Q & A

1 対象とする学校、地場農畜産物の範囲等

(問1 - 1)

特別支援学校の小学部や中学部の学校給食は対象となるのか。また、私立学校の小学校と中学校も対象となるのか。

(答)

いずれの場合も対象となります。

なお、本事業では高等学校における給食は対象外となります。

(問1 - 2)

実施要領別紙2の第1の1に「幼稚園及び保育園における給食も含めることができる」とあるが、具体的にどういうことか。

(答)

本事業は、食育推進基本計画に示された学校給食における地場産物の利用割合の達成に向けて措置した事業であり、対象とする学校給食は、教育基本法第5条に定める義務教育の実施校における学校給食を基本としています。

しかしながら、市区町村等の単位で地場農畜産物の利用を拡大する計画を小中学校だけでなく、幼稚園及び保育園を含めて策定する場合は、義務教育実施校に加え、幼稚園及び保育園についても支援の対象とすることができます。

なお、個々の幼稚園及び保育園が単独で事業を実施する場合は、事業の公平性・透明性を確保の上、事業の目的である地場農畜産物の利用拡大を図る観点から、事業実施主体が適当と認める場合に限るものとします。

(問1 - 3)

児童・生徒の給食だけでなく、教職員の給食分も原材料費の助成対象となるのか。

(答)

対象とすることができます。

(問1 - 4)

地場農畜産物の範囲はどこまでか。隣接する県外産も含めてよいのか。

(答)

本事業では、地場農畜産物は、実施地域を含む都道府県内で生産された農畜産物又はこうした農畜産物が原材料に占める割合が5割以上の加工食品であり、隣接する県の農畜産物を含めることはできません。

ただし、人口1人当たりの農業産出額が全国平均の1割未満の東京都と大阪府に

限っては、隣接する県の農畜産物を地場農畜産物とすることを認めています。

(問1 - 5)

加工品の場合、県内の地場農畜産物を他県で加工する場合も含めてよいか。

(答)

当該都道府県で生産された農畜産物が原材料に占める割合が5割以上の加工食品であれば、他県で加工する場合でも対象となります。

(問1 - 6)

米粉パンや地元の小麦を使ったうどんも対象となるのか。

(答)

地場農畜産物が主たる原料(重量又は金額で5割以上)となっている加工食品であれば、本事業による支援対象となります。

(問1 - 7)

水産物や水産加工品は対象となるのか。

(答)

水産物や水産加工食品は、今般の平成21年度補正予算で別途支援事業が措置されることから、本事業の対象外です。

なお、水産関係の支援事業と本事業の連携によって、学校給食における地場産物の利用拡大を推進することとしています。

(問1 - 8)

調味料や菓子類は対象となるのか。

(答)

地場の農畜産物が主たる原料(重量又は金額で5割以上)となっている調味料や菓子類であれば、加工食品の一部として助成対象となります。

2 事業実施主体関係

(問2 - 1)

各県の学校給食会が、事業実施主体になることは可能か。

(答)

可能です。

(問2 - 2)

県中央会、全農県本部が事業実施主体の協議会の事務局となることは可能か。

(答)

都道府県が構成員となっているほか、事業の実施に必要な規約が定められ、事業手続きに係る不正を未然に防止する仕組みが設けられている協議会であれば、

事業実施主体となることが可能であり、これらの要件を満たしたものであれば、県中央会、全農県本部は協議会の事務局となることができます。

なお、この場合、他の事業とは会計を必ず独立させ、国の補助金を明確に区分して管理する必要があります。

(問2 - 3)

事業実施主体が事業実施者となることは可能か。

(答)

助成を行う事業実施主体と助成申請を行う事業実施者が同一となることは、事業の適正な執行の観点から避けるべきであり、事業実施主体が事業実施者となることはできません。

(問2 - 4)

要綱では、事業実施主体は一般財団法人、一般社団法人、都道府県公社及び協議会となっているが、公益財団法人や特例民法法人は、事業実施主体になれないのか。

(答)

公益財団法人、公益社団法人及び特例民法法人も事業実施主体になれます。

(問2 - 5)

事業実施主体の推進事業の内容はどういうものか。

(答)

事業実施主体は、当該都道府県の学校給食における地場農畜産物の利用拡大を進める観点から事業に取り組んでいただくようお願いします。このため、事業実施主体が事業を円滑に推進するための「学校給食地場農畜産物利用拡大推進事業」として、事業の周知、推進指導、助成金の交付、事業実施状況の確認等に必要な、会議開催費（会場借料、会議費）、資料印刷費、通信運搬費、光熱水道費、旅費、送金手数料、消耗品費、自動車等借り上げ料、文献購入費、取りまとめ賃金、雑費等を助成することとしています。金額は2ヵ年で100万円程度を予定しています。

(問2 - 6)

事業実施主体は、どのように選定するのか。

(答)

国が公募により選定・決定します。審査に当たっては、農業や学校給食に関する知見、事務処理体制の整備状況、基金の管理に関する事項等について審査を行い、都道府県ごとに一つの事業実施主体を選定・決定することとしています。

(問2 - 7)

実施要領別紙2の第2の4に事業実施主体となる協議会の要件として「都道府県が構成員となっていること(ただし、農林水産省生産局長が特に認める場合は、この限りではない」とあるが、農林水産省生産局長が特に認める場合とは具体的にどういうことか。

(答)

例えば、業務方法書に都道府県の指導の下、本事業の実施に関する業務を公正、公平かつ能率的・効率的に運営することを明記するなど、都道府県として指導が可能な体制が確保されていれば、農林水産省生産局長との協議を経て、特例として特に認める方針です。

3 事業実施者関係

(問3 - 1)

学校単独で事業実施者となれるのか。

(答)

市区町村より小さな単位で事業を実施することができることとしており、学校単位、複数の学校をまとめた単位のほか、給食センター単位でも事業の実施は可能です。この際、市区町村以外の学校設置者も事業実施者としていることから、私立の学校等の場合は学校単独で事業実施者となることは可能です。

なお、市区町村の一部の公立学校が取組を行う場合は、学校設置者である市区町村が事業実施者となって事業申請を行うことを基本としますが、市区町村立の学校や給食センターは、市区町村の機関の一部と考えられることから、学校や給食センターが単独で事業実施者として事業申請を行っても良いこととしています。

なお、事務処理の効率化を図るためには、市区町村等のまとまりをもって目標を策定し、事業実施者になることが望ましいと考えています。

(問3 - 2)

複数の市区町村が参画する協議会が事業実施者となることは可能か

(答)

事業実施主体と別組織であって、目標の設定等が可能ならば、広域の協議会であっても事業実施者となることは可能です。

(問3 - 3)

事業実施者となるための具体的な要件はあるのか。

(答)

事業実施者は、地域協議会、市区町村、市区町村以外の学校設置者、一般財団法人又は一般社団法人としています。

なお、事業を関係者の合意の下、円滑に実施する必要があることから、農業協同

組合、農事組合法人、農業生産法人、農業者で組織する団体、学校給食への地場農畜産物の納入に関わる加工業者、流通業者等を共同事業者とするほか、協議会の構成員として事業を実施することができます。

(問3 - 4)

給食センターが市区町村を超える広域事務組合等である場合は、事業実施者となれるか。

(答)

給食センターの運営に複数の市区町村が参画の上、地域協議会の要件である以下の全ての要件を満たす場合は、実質的に地域協議会と同様であると考えられるため、事業実施者となることは可能です。

代表者の定めがあること

組織の運営及び意思決定についての規約が定められていること

事業実施及び会計手続きを適正に行い得る体制を有していること

J A等の農業関係者が構成員に含まれていること

(問3 - 5)

要領別紙2の第5の1で地域協議会の構成員として市区町村及びJ A等の農業関係者が含まれている必要がある旨を規定しているが、「ただし、地方農政局長等が特に認める場合は、この限りではない」とは具体的にどういうことか。

(答)

例えば、事業計画に市区町村の指導の下、本事業の実施に関する業務を公正、公平かつ能率的・効率的に運営することを明記するなどにより市区町村として直接関与が可能な体制が整備されていれば、特に認める方針です。

同様に事業計画にJ A等の農業関係者の協力体制について具体的に記述するなど、J A等の農業関係者が事業の実施に直接関与が可能な体制が整備されていれば、特に認める方針です。

(問3 - 6)

一つの事業実施者が、複数の事業計画を策定してそれぞれ事業を実施することは可能か。

(答)

例えば、一つの市区町村が学校設置者として事業実施者となり、各学校や給食センターを単位として事業計画を複数策定して事業を実施することは可能ですが、事務処理の円滑化を図る上では、市区町村等のまとまりを持って事業計画を策定することが望ましいと考えています。

なお、一つの事業実施者が複数の事業計画を策定してそれぞれ事業を実施する場合、事業計画の策定単位ごとの助成金の使途が明確に区分されていることが必要となりますので、御留意願います。

(問3 - 7)

年度ごとに事業実施者が変更となっても事業を実施することは可能か。

(答)

本事業では、事業計画を年度別に策定することとしており、同一の市区町村内で年度ごとに事業実施者が変更となっても事業を実施することは可能です。

(問3 - 8)

市区町村が事業実施者となり、市区町村内の学校給食会が共同事業者として連携活動の実施や地場農畜産物利用拡大献立の導入・実証等の事業メニューの一部を実施することは可能か。

また、この場合、助成金の受入先を市区町村内の学校給食会として良いか。

(答)

事業計画に共同事業者として位置づけられ、かつ、共同事業者ごとの役割分担が明確になっているとともに、市区町村が主体的な役割を果たして事業の適正かつ円滑な実施が可能であれば、問い合わせのような事業の実施及び事務処理は可能です。

ただし、御質問のケースについては、事業計画の承認申請、助成金の交付の申請等は、あくまで事業実施者である市区町村が行うこととなりますので、御留意願います。

4 利用割合の算定関係

(問4 - 1)

利用割合の算定はどのようにすればよいのか。

(答)

利用割合の算定については、品目数だけでなく、重量ベースでも算定できるようにしているほか、期間についても年間のうち10日間のデータを基に算定できるようにするなど、地域の実情に応じて柔軟に算定できるようにしています。

(問4 - 2)

年間10日間を選定する場合、どの時期を選定すればよいのか。

また、10日間は連続している必要があるのか。

(答)

時期の定めはありません。また、10日間は連続している必要はなく、例えば、文部科学省の調査のように別の月の5日間ずつのデータで算定することもできます

いずれにしても、利用割合の算定については、平成20年度のデータの整備状況等を考慮し、地域の実情に応じて算定して下さい。

(問4 - 3)

年間10日間を選定して平成20年度の利用割合を算定した場合、目標年となる平

成22年度の利用割合も同時期で算定するのか。

(答)

そのとおりです。

(問4 - 4)

利用割合を算定する場合、目標年度(平成22年度)における分母(学校給食の総品目数や総重量)の算定が困難な場合はどのようにしたらよいのか。

(答)

平成22年度(目標年度)の学校給食の総品目数や総重量(分母)については、平成20年度の学校給食の総品目数や総重量(分母)を使用することができます。

(問4 - 5)

市区町村に多数の学校があるが、学校ごとに利用割合を算定するのか。

(答)

学校ごとでも利用割合は算定できますが、市区町村全体又は市区町村で取組を行う学校をとりまとめて利用割合を算定すればよいこととします。

(問4 - 6)

地場農畜産物を年間の一時期しか使用していない品目の場合も地場農畜産物としてよいのか。

(答)

地場農畜産物を年間の一時期しか使用していない品目でも、品目数ベースでの利用割合の算定においては、地場農畜産物としてカウントすることができます。

ただし、助成の対象となるのは、地場農畜産物に限られることにご留意ください。

(問4 - 7)

事業実施者の利用割合の現状値データの基礎になる資料は、どのようなものでなければならないのか。

また、求められたら見せられるように保存しておく必要はあるか。

(答)

現状値の利用割合の算定の基になる資料とは、献立表、納入伝票、品目別納入数量(産地を明記)等がこれに該当します。

なお、現状値データの基になる証拠資料についても、保存しておく必要があります。

(問4 - 8)

事業実施者の事業計画の申請時に平成20年度の利用割合の算定根拠などを添付する必要はないのか。

(答)

事業実施者の事業計画の申請時には、実施要領に基づく計算様式を添付して、利用割合と助成対象となる品目を確認することとしています（計算様式は、実施要領の参考様式第6号別添の計算様式A及びBです）。

この場合、事業計画の申請時に算定根拠を添付する必要はありませんが、事業実施者において算出の根拠となったデータ等を保存の上、事業実施主体等から求められたときは、いつでも提示できるようにしておく必要があります。

（問4 - 9）

利用割合を都道府県全域で算定することは可能か。

（答）

利用割合の算定を行う範囲は、要領別紙2の第5の2の（1）で「必要に応じて複数の市区町村をその範囲として策定することができる」としており、都道府県全域で統一的な取組を行う場合は、利用割合を都道府県単位で算定してもよいこととします。

（問4 - 10）

21年度から事業を実施し、22年度に新たな学校の給食を追加供給することとなった場合の利用割合の算定はどのようにすればよいのか。

（答）

本事業では、平成20年度と比較して22年度の利用割合を5ポイント以上拡大する計画等を策定することを助成の要件としており、問い合わせのような場合には、21年度の事業計画の策定時に22年度に事業に取り組む学校分をあらかじめ合算して平成20年度実績と22年度計画の利用割合を算定する必要があります。

5 助成の要件

（問5 - 1）

策定した計画どおりに利用割合の5ポイント拡大を達成できなかった場合、助成金は返還しないといけないのか。

（答）

本事業による助成は、関係者の合意の下、実効性のある計画を策定の上、学校給食における地場農地産物の利用が拡大する献立の実証を実際に行うことにより、学校給食における地場農畜産物の利用が実際に拡大するものであるため、計画どおり地場農畜産物の利用拡大に向けた取組が実施されていれば、結果として計画で策定した学校給食における地場農畜産物の利用割合が5ポイント拡大を達成できなかった場合であっても助成金を返還する必要はありません。

（問5 - 2）

助成事業には、4つの事業メニューがあるが、全てのメニューを実施しなければならないのか。

(答)

本事業では、各年度ごとに取組む事業のメニューを事業実施者が地域の取組意向に応じて選定して実施することとしていますので、4つの事業メニュー全てを必ず実施する必要はありません。

例えば、平成21年度に連携活動のみ実施し、平成22年度に地場農畜産物利用拡大献立の導入・実証に取り組むことも可能です。

(問5 - 3)

地場農産物の利用割合の5ポイント増加は、計画さえ作れば、実績に関係なく支援が受けられるのか。

(答)

利用割合の増加等の計画については、品目数だけでなく、重量ベースでも算定できるようにしているほか、期間についても年間のうち10日間のデータを基に算定できるようにするなど、地域の実情に応じて柔軟に算定できるようにしており、事業を適切に活用すれば、5ポイントの増加は決して難しいものではないと考えています。

このため、できるだけ現実的な計画を策定いただき、支援を活用することで利用割合の増加に確実につなげるようにご配慮願います。

6 連携活動の実施関係

(問6 - 1)

具体的な助成対象経費はなにか。

(答)

協議会の開催、児童・生徒や保護者に対する地場農畜産物の導入に関するアンケート調査等の実施、学校給食への地場農畜産物の導入促進に向けた処理規格・処理基準作成、農作業体験等の交流活動に必要な、会議費、資料印刷費、通信運搬費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、委員旅費、調査旅費、謝金、取りまとめ賃金、ほ場借り上げ費等です。

(問6 - 2)

児童・生徒、保護者の農業体験等の交流活動の実施のため、ハウスやほ場を年間で借り上げる場合の費用は助成対象となるのか。

(答)

交流活動に活用するハウスやほ場の借り上げ経費は助成対象となります。

(問6 - 3)

児童・生徒、保護者の農業体験等の交流活動の実施のため、バスの借り上げ費用や農業者への謝金、資材費は助成対象となるのか。

(答)

交流活動の実施に要する交通費は、参加者の負担とすることとしており、バスの借り上げ経費は原則として助成対象とはなりません。公共交通の整備状況や日程の都合上、やむを得ない場合に限り、ガソリン代や有料道路の料金等を除き、助成対象とすることができます。

また、交流活動実施時の農業者への指導者謝金及び必要最小限の資材費（肥料費、農薬費、種苗費）は助成対象とすることができますが、年間を通じたほ場管理の委託費や複数年に渡って使用ができる汎用性の高い消耗品類（手刈用鎌、鍬、スコップ等の小農具）は助成対象外です。

（問6 - 4）

本事業で、地場農畜産物利用拡大献立の導入・実証に取り組む予定のない学校等の児童・生徒や保護者等を対象としたアンケート調査を実施することは可能か。

（答）

学校給食における地場農畜産物の利用拡大に向けて、お問い合わせのような方々を対象としたアンケート調査を実施することは可能です。

（問6 - 5）

本事業では、一つの事業実施者当たりの事業実施期間における助成金の上限を100万円としているが、具体的な取扱いはどうなるのか。

（答）

本事業では、市区町村等のまとまりをもって、事業計画を一体的に作成し、事業を行うことを基本としており、一つの事業実施者毎に事業費の上限を100万円としているところです。

しかしながら、市区町村の合併により、連携活動の範囲が広域化して事業を効率的に行うことが困難な場合等であって、一つの事業実施者が旧市区町村等の単位で複数の事業計画を作成する場合は、その取扱いを個別に検討することとしています。

（問6 - 6）

本事業で、連携活動の一環として、児童・生徒や保護者向けの地場農畜産物の説明を行うための資料の作成費やパネルの作成費を助成対象とすることは可能か。

（答え）

お問い合わせのような費用を助成することは、学校給食における地場農畜産物の利用拡大につながると考えられることから、助成対象経費とすることは可能です。

7 地場農畜産物利用拡大献立の導入・実証

（問7 - 1）

上限20回は、一つの事業実施者単位で考えるのか。複数の学校でのべ20回実証を行った場合、それ以上の実証はできないのか。

(答)

上限 20 回は学校単位で設定するものであり、複数の学校で利用拡大献立の日程等が異なる場合、献立の「のべ回数」で考えるのではなく、学校ごとに実証献立の回数が 20 回以内となるよう設定すればよいこととしています。

(問 7 - 2)

1 回の給食で、一つの品目全てを地場産で賄えない場合の助成金の算定はどのようにするのか。

(答)

助成の対象となるのは、地場産の農畜産物に限ることとしているため、地場産とそれ以外の数量と金額を区分して助成金を算定する必要があります。

(問 7 - 3)

助成金は、どのような用途に使えるのか。

(答)

学校給食の会計に繰り入れて、地場農産物の原材料費の支払いに充てるほか、学校給食向けの出荷量の拡大などを進めるため、助成金の一部を農業者又は農業者で組織する団体に交付することができます。

なお、農業者又は農業者で組織する団体に交付する場合は、関係者の合意に基づき公平に配分することが必要となります。

(問 7 - 4)

実施計画を策定する段階で助成対象とする品目の確認表を整理することとしているが、年間を通じて利用を拡大する品目に変更があった場合は、どのようにすればよいのか。

(答)

助成対象とする品目に変更があった場合であって、助成金の増額が見込まれる場合は、事業実施主体に対する計画の変更手続きが必要となりますが、それ以外の場合は、事業実施主体に対して事業実施前に届出を行えばよいこととしています。

(問 7 - 5)

ご飯を持参してくる場合の取り扱いはどうなるのか。

(答)

本事業では、助成の対象要件として利用割合を算定することが必要なことから、完全給食を対象とすることを基本としています。

しかしながら、ご飯(主食)以外の全ての献立を提供する場合であって、利用割合を増加させる計画があれば、ご飯(主食)以外の年間を通じて利用重量が拡大する地場農畜産物の原材料費を助成対象とすることができます。

(問7 - 6)

同一の学校で同一メニューを複数回実証した場合、助成対象となるのは、初回の実証分のみとなるのか。

(答)

献立の内容が助成の要件である新たな地場農畜産物を利用した献立又は平成20年度の当該地域の平均と比較して地場農畜産物の利用割合が10ポイント若しくは利用量が2倍以上高い献立であれば、初回分だけでなく実証を行った献立分全てを助成対象とすることができます。

(問7 - 7)

事業実施者の事業計画の添付様式Aで利用割合を年間10日間抽出して算定する場合であっても、添付様式Bの原料費助成の対象品目は年間の数値で算定して確認することが必要か。

(答)

原料費助成の対象品目は、要領別紙2の第5の3の(2)のイで「年間の利用が拡大する地場農畜産物に係る原材料費」と規定しており、年間の数値で算定して確認することが必要となります。

(問7 - 8)

実施計画を策定する段階で助成対象とする品目の確認表を整理することとしているが、平成20年度の年間の利用実績データがない場合は、どのようにすればよいのか。

(答)

助成対象とする品目は、平成20年度と比較して年間の利用重量が拡大する地場農畜産物(新たに導入する地場農畜産物を含む)としていることから、平成20年度の年間の利用実績データが未整備の場合は、納入業者からの聞き取りなどにより、利用実績のデータを整備・推計の上、事業に取組むことができることとしています。

(問7 - 9)

原料費助成の対象品目は、年間で利用重量が増加する品目としているが、わずかも増加する計画となっていれば助成が受けられるのか。

(答)

助成を受けることは可能ですが、利用割合の目標の達成に向けて可能な限り多くの地場農畜産物を導入するよう努める必要があります。

(問7 - 10)

気象条件等により、原料費助成の対象品目が計画段階と事業の実施段階で異なる場合は、どのようにすればよいのか。

(答)

気象条件等の影響を受けた場合は、事由の発生後に事業実施者の事業計画の変更を事業実施主体に届け出た上で事業を実施することが必要です。

(問7 - 11)

上限が年間20回と設定されているのはなぜか。上限を設けずに年間を通じて支援すべきではないか。

(答)

本事業では、新たな地場農畜産物の利用や地場農畜産物の利用割合を大幅に高めるモデル的な献立の導入・実証に対する支援するものです。

このため、1ヶ月2回程度を目安として年間20回の上限を設定したものです。

(問7 - 12)

県内産の米を市内産に変更して献立を実証する場合、「新たな農畜産物を導入した献立」としてよいか。

(答)

本事業では、学校給食の原材料となる地場農畜産物を都道府県内産から市区町村内産に変更した献立等も「学校給食における新たな農畜産物を導入した献立」として認めており、お米を県内産から市内産に変更した場合もこれに該当します。

(問7 - 13)

「新たな農畜産物を導入した献立」を実証した場合であって、助成金の算定時に作成する計算様式Cにおいて品目数で利用割合を算定した場合は、利用割合を算定して10ポイント以上拡大していることを確認しなくてもよいのか。

(答)

「新たな農畜産物を導入した献立」であれば助成対象となることから、助成金の算定時に実証した献立の利用割合を算定する必要はありません。

(問7 - 14)

「新たな農畜産物を導入した献立」を実証する場合、新たな農畜産物を導入した単品料理の原材料となった地場農畜産物だけが助成の対象となるのか。それとも献立全体の地場農畜産物が対象となるのか。

(答)

本事業では、単品料理毎ではなく献立全体で考えることとしており、例えば、主食、主菜、副菜、デザートで献立を実証し、主菜にのみ新たな農畜産物を導入している場合であっても、献立全体(主食、主菜、副菜、デザート)で利用した地場農畜産物のうち、年間の利用拡大が計画されているものが助成の対象となります。

8 加工品の試作、開発関係

(問8 - 1)

事業実施主体である県の学校給食会が事業実施者となって、加工品の試作・開発を行うことは可能か

(答)

助成を行う事業実施主体と助成申請を行う事業実施者が同一となることは、事業の適正な執行の観点から避けるべきであり、事業実施主体である県の学校給食会が事業実施者となって、加工品の試作・開発を行うことはできません。

(問8 - 2)

事業実施主体である県の学校給食会が事業実施者からの委託を受けて、加工品の試作・開発を行うことは可能か

(答)

以下の全ての要件を満たす場合に限り、特に認めることとします。

委託先の選定の公平性・透明性を確保するため、事業実施者が原則として複数の候補者の中から公募、企画競争等により委託先を選定していること

事業費の2分の1を事業実施者が負担すること

委託契約を締結すること

事業実施主体の基金の管理と委託費に関する経理処理が明確に区分されていること

9 新たな集荷・配送・搬入体制の構築

(問9 - 1)

農業者やJAが新たに学校給食用の地場農畜産物を毎日運送する場合、全ての運送費が対象となるのか。

(答)

地場農畜産物の利用拡大献立の導入・実証を行う場合であって、1/2助成を行う原材料費に運送費等が反映されている場合には、二重補助となるおそれがあるため、当該献立の地場農畜産物の運送費、保管費、加工掛増経費は助成の対象外となります。

なお、これらの地場農畜産物の原材料費と運送費、保管費、加工掛増経費とを明確に区分できる場合は、助成対象とすることができます。

(問9 - 2)

市外の学校に食材を納入する場合、学校の所在する市区町村に設置する協議会等に参画する必要があるのか。

(答)

本事業を関係者の合意の下で円滑に推進する必要があることから、学校の所在する協議会に参画し、学校給食への地場農畜産物の導入のための、具体的な集荷・配送・搬入体制の検討を行う必要があります。

(問9 - 3)

保管用機器のリース費とは具体的にどのようなものを想定しているのか。

(答)

新たな集荷・配送・搬入体制を構築する場合であって、農業者からの集荷場所に鮮度を保つための保管用として大型の冷蔵・冷凍庫をリースで整備する場合のリース費を想定しています。

(問9 - 4)

学校給食への地場農畜産物の利用を拡大するための新たな集荷・搬入体制の構築のために必要な運送費とは、具体的にどのような経費が対象となるのか。

(答)

外部に集荷や搬入を委託する場合の運送経費(人件費、保険料、ガソリン代等が含まれた料金)又はJA等が自ら定めている運送費の単価(トラックの借り上げ料、人件費、保険料、ガソリン代等が含まれた単価)等を活用して証拠書類を基に算定した経費が助成対象となります(補助率は1/2以内)。

(問9 - 5)

運送費を助成対象とする場合、通いコンテナは助成対象となるか。

(答)

リースで利用する場合も含めて、助成対象とはなりません。

(問9 - 6)

加工係増経費の助成については、具体的にどのような経費が対象となるのか。

(答)

例えば、学校給食の調理現場のニーズに併せて地場産の根菜類を洗浄、皮剥き、カットして納入する場合の加工料金や地場産の肉類をミンチ加工する場合の加工料金などが助成対象となります。

10 事務手続き関係

(問10 - 1)

事業実施主体の事業実施計画はいつまでに作成・協議すればよいのか。

(答)

2学期から事業着手が可能となるよう、公募により選定され次第、速やかに業務方法書の協議・承認、事業実施計画の協議・承認、補助金の交付申請を行うようよろしくをお願いします。

(問10 - 2)

事業実施主体の事業実施計画は変更できるのか。変更できるとすればいつまでに変更しなければならないのか。

(答)

事業実施主体の事業実施計画の変更は可能です。

なお、事業実施主体の事業実施計画は22年の2月末までには変更手続きを終える必要があります。

(問10 - 3)

事業実施主体からの補助金の交付申請は、いつからできるのか。

(答)

事業実施主体の事業実施計画の承認とあわせて、国からの割当内示を行うこととしており、割当内示後であれば、いつでも交付申請が可能です。

なお、交付申請後、国からの交付決定を受けた後であれば、事業実施者の事業計画の承認、事業実施者の事業の着手が可能となります。

(問10 - 4)

事業実施者の事業計画の事業実施主体による承認はいつから行えばよいのか。

(答)

事業実施主体と国との間で、業務方法書及び事業実施計画書の協議・承認、助成金の交付申請、国からの交付決定を実施した後に、事業実施者の事業計画を事業実施主体が期限を定めて承認を行うこととしていますが、平成21年の9月(2学期)から、事業に取り組むのであれば、8月中には、事業実施主体が事業計画の承認ができるようお願いします。

(問10 - 5)

事業実施主体への補助金は、いつから支払われるのか。

(答)

交付決定後に事業実施主体に対して速やかに基金を造成する必要があることから、財政当局との協議等、国で必要となる手続き速やかに進める予定です。

(問10 - 6)

事業実施主体が実施する実施確認とは、具体的にどのようなことをすればよい

のか。

(答)

事業実施者からの交付申請を踏まえ、事業実施主体が実施状況を確認することとしており、実施確認の方法としては、

申請、報告書類に基づく確認

現地調査による証拠書類等の確認

等を基本的に全ての事業実施者に対して行うこととし、事業実施者が多い場合で全ての事業実施者に対して現地調査等を実施することが難しい場合等については、ランダムに抽出して調査を行うことにより実施状況を確認してもよいこととします。

(問10 - 7)

事業実施者への助成金の支払いは、毎月実施してよいか。

(答)

本事業は、年度単位で事業を実施することとしており、基本的には年度単位で実績報告を行った上で、実施確認をして助成金を交付することとなっていますが、事業実施者は、事業の実施状況に応じて助成金の支払いを請求できることとしています。

このため、事業実施主体は、必要に応じて事業実施者への助成金の支払いについて、申請期限等を設定していただくこととしていますが、事業実施主体が特に必要と認める場合は、半期ごとや学期ごと等に加え、月ごとに支払うことも可能です。

しかしながら、毎月等では事務負担が大きくなるため、事業実施主体の事務量にも配慮して、助成金の支払いの申請時期等を設定するようにしてください。

(問10 - 8)

事業実施主体の業務方法書には、どのようなことを記述するのか。

(答)

事業実施主体の業務方法書には、基金の管理に関する事項、事業実施者からの助成金の申請・支払い、実績の報告、その他本事業の適正な実施に必要な事項を記述する必要があります。

なお、業務方法書例を作成・配布していますので、参考にして下さい。

(問10 - 9)

事業実施者の事業計画はいつまでに作成・提出すればよいのか。

また、事業計画の変更についてはどのようにしたらよいのか。

(答)

事業実施者の事業計画は、年度毎に作成し、農林水産省生産局長が定める期日までに事業実施主体に提出することとしており、平成 21 年度分については、平成 21 年 11 月末まで、平成 22 年度分については平成 22 年 2 月 15 日までに作成・提出を

行う予定としております。

なお、事業の中止や助成金の額の増加を伴う変更は、変更内容に沿って事業を実施する1ヶ月程度前までに事業計画の変更手続きを完了しておく必要があります。

(問10 - 10)

事業実施者の平成22年度分の事業計画の作成・提出後に新たに事業に取り組みたい事業実施者が出てきた場合、事業の実施は可能か。

(答)

平成21年度に造成する基金の額の範囲内での調整が可能であれば、お問い合わせのような場合であっても事業の実施は可能ですが、事業を計画的に実施するため、事業実施者が平成22年度分の事業計画を作成・提出をする際に遺漏のないように努めることが必要です(事業実施者の事業実施主体への事業計画の提出期限は平成22年2月15日)。

(問10 - 11)

事業実施主体から国への事業実績報告は、どのように行えばよいのか。

(答)

実施要領別紙2の第8に規定しているとおり、年度ごとに事業実績報告を行うこととしており、平成21年度分は22年4月10日までに補助金交付要綱第8の1に基づく基金の造成等に関する事業実績報告を、平成23年6月末日までに2ヵ年分の事業の実施状況に関する最終事業実績報告を行う必要があります。

平成21年度分の実績報告は、実施要領の参考様式第5号別添の第1～第3までを内容として報告することとしていますので、御確認下さい(業務方法書作成例 第5章第6条を参照)。

なお、事業実績報告の基礎となった証拠書類を5年間保管しておく必要があります。

(問10 - 12)

事業実施者から事業実施主体への事業実績報告はどのように行えばよいのか。

(答)

実施要領別紙2の第7の2の(3)に規定しているとおり、事業実施者からは各年度ごとに事業実施主体に対して事業実績報告を行うこととしており、報告の期限は業務方法書の作成例で翌年度の4月15日までとしています。期限前に報告をすることを妨げているものではありません。

この場合の様式は、事業計画と同様の様式(要領参考様式第6号別添の様式)で報告を行うこととしています。

なお、事業実績報告の基礎となった証拠書類を5年間保管しておく必要があります。

(問10 - 13)

事業実施者への助成金の支払いを年度内に全て終了させてよいか。

(答)

事業の実施状況に応じて助成金の支払いを請求できることとしていますので、事業実施者が年度内の事業を早期に終了させた場合は、年度内に助成金の支払いを終了させてかまいません。

(問10 - 14)

事業実施者への助成金を事業の着手前に前払いすることは可能か。

(答)

本事業では、事業の実績(全部又は一部)を確認の上、適正と認められた場合に助成金が支出される仕組みとしており、助成金を事業実施者に前払いすることはできません。

このため、地場農畜産物利用拡大献立の導入・実証に取り組み、納入業者等に早期に原材料費を支払う必要が生じた場合、事業実施者は、事業実績の一部を早期に事業実施主体に報告し、迅速かつ複数回に渡り事業実績に応じた助成金の概算払いを受けられるように事業実施主体と調整する必要があります。

(問10 - 15)

事業実施者への助成金は、千円単位で支出するのか。

(答)

事業実施者への助成金の支出は、事務処理の簡素化を図るため、全ての事業メニューについて、千円単位(千円未満切捨て)で支出することを基本とします。

11 地場農畜産物利用拡大推進事業関係

(問11 - 1)

本事業で事業実施主体の事務費を交付することとしているが、どのような費用が対象となるのか。

(答)

本事業の補助対象経費は、事業の周知、推進指導、助成金の交付、事業実施状況の確認等に必要な、会議開催費(会場借料、会議費)、資料印刷費、通信運搬費、光熱水道費、旅費、送金手数料、消耗品費、自動車等借り上げ料、文献購入費、取りまとめ賃金、雑費等を助成対象としています。

(問11 - 2)

人件費は対象となるのか。

(答)

取りまとめ賃金を除き、対象とはなりません。

(問11 - 3)

本事業で対象とする経費と他の経費との区分は、どのように取り扱えばよいのか。

(答)

本事業で助成対象とする費用は、本事業の実施にかかる費用と他の費用を明確に区分した上で助成対象とすることとしています。

例えば、取りまとめ賃金であれば、雇用する者の業務の内容を整理の上、本事業に関する業務時間を他の業務時間と明確に区分しておく必要があります。

12 その他

(問12 - 1)

県、県中央会、全農県本部が資金を拠出し、国の基金と併せて基金を造成することは可能か。

(答)

国庫補助金による基金は他の事業と区分して管理することとしており国の基金と他の資金を併せて基金を造成することはできません。

ただし、学校給食における地場農畜産物の拡大に向けて、本事業と併せて、各県、県中央会、市区町村の事業による支援を行うことも可能です。

(問12 - 2)

県、市区町村が独自に原材料費の助成を行っている場合、本事業と併せて実施することは可能か。

(答)

可能ですが、国費の有効活用を図る観点から、国庫補助金と他の助成を併せて原材料費を上回る助成となる場合、国庫補助金を減額することが必要となります。

(問12 - 3)

本事業に必要な基金の造成に当たって、都道府県、市区町村が財政負担をしなければならないのか。

(答)

基金の造成について、都道府県、市区町村の財政負担の義務はありません。

(問12 - 4)

事業実施主体は、本事業で造成した基金を他の事業と区分して管理することとなっているが、専用の口座を設ける必要があるのか。

(答)

運用益も含めて他の事業との区分が可能であれば、専用の口座を設ける必要はありません。